第２５　防災センターの基準

規則第12条第１項第８号，第14条第１項第12号，第16条第３項第６号，第18条第４項第15号，第19条第５項第23号，第20条第４項第17号，第21条第４項第19号，第22条第11号，第24条第９号，第24条の２の３第１項第10号，第25条の２第２項第６号，第28条の３第４項第12号，第30条第10号，第30条の３第５号，第31条第９号，第31条の２第10号及び第31条の２の２第９号の規定に基づく消防用設備等に係る総合操作盤は，次表の左欄に掲げる区分により，右欄の基準に適合する防災センター等に設けること。

なお，非常放送設備の増幅器及び操作部にあっても，準用すること。★

ただし，令別表第１に掲げる防火対象物のうち，平屋建，⑺項（11階以上のものを除く。）又は延べ面積（駐車場等で収容人員が従業員のみである防火対象物の部分を除く。）が1,500㎡以下で，かつ，各階とも２方向避難が確保されているものにあっては，Ａ欄の構造等の基準の１から５を除きこれによらないことができる。◆

|  |  |
| --- | --- |
| 用途・規模の区分 | 構造等の基準 |
| ＡＡＡ | １　令別表第１⑴項から　⒃項までに掲げる防火対象物で，次のいずれかに該当するもの。⑴　延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物。⑵　地階を除く階数が15以上で，かつ，延べ面積が30,000㎡以上の防火対象物。２　延べ面積が1,000㎡以上の地下街。３　次に掲げる防火対象物（前１又は２に該当するものを除く。）のうち，消防長又は消防署長が火災予防上必要と認めて指定するもの。　⑴　地階を除く階数が11以上で，かつ，延べ面積が10,000㎡以上の防火対象物。　⑵　地階を除く階数が５以上で，かつ，延べ面積が20,000㎡以上の特定防火対象物。　⑶　地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物。 | １　防災センター等は，避難階（直接地上に通ずる出入口のある階をいう。）又はその直上階，直下階に設けること。２　防災センター等は，非常用エレベーター及び特別避難階段に容易に近づける位置であること。３　直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下「防災センター等用通路」という。）とその他の部分とを次に定める構造により区画し，防災センター等用通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし，かつ，その下地を不燃材料で造った場合は，４及び５によらないことができる。　⑴　耐火構造（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあっては，準耐火構造）の床，壁若しくは特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造のもの。）で区画すること。　⑵　区画を貫通する給排水管，配電管その他の管は建基令第129条の２の４第１項第７号イ，ロ若しくはハに規定する構造とすること。なお，風道は建基令第112条第21項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。４　防災センター等は，道又は道に通ずる幅員１ｍ以上の通路その他の空地（以下「空地等」という。）に面し，かつ，空地等に面する部分に次に定める開口部を１以上設けること。◆　⑴　直径１ｍ以上の円が内接することができるか又は幅が75㎝以上，かつ，高さが1.2ｍ以上であること。　⑵　規則第５条の３第２項（第２号を除く。）に適合するものであること。５　防災センター等には，防災要員が直接屋外に避難できる措置を講じること。◆６　防災センター等は，総合操作盤等を設置した部分以外の床面積（方形状にまとまった部分をいう。）を20㎡以上確保すること。★７　防災センター等とその他の部分とは３⑴及び⑵の構造により区画すること。（出入口にあっては，直接手で開くことができ，かつ，自動的に閉鎖するものに限る。）８　防災センター等に，当該要員が仮眠，休憩をする場所がある場合は，防災センター等と当該部分は，前７により区画されており，かつ，情報連絡のための措置が講じられていること。９　防災センター等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料とし，かつ，その下地を不燃材料で造ること。10　防災センター等には，当該室における執務に必要な物品以外のものを搬入しないこと。◆11　防災センター等の出入口の見やすい箇所には，防災センターである旨が表示されていること。12　防災センター等には，常用の照明が消えた場合にあっても，有効な照度を確保できる設備を設けること。13　防災センター等の換気，暖房，冷房設備は，専用の設備であること。14　防災センターの総合操作盤等は，直接耐火構造の床または壁にアンカーボルト等で堅固に固定されているか，同様に固定された卓等に堅固に固定されていること。15　総合操作盤等は，日常の監視業務等での使用を考慮するほか，災害時に消防隊による情報収集や防災要員等からの情報提供等が有効に行なえるように配置されていること。16　消防隊の進入口から近い位置であること。また，進入経路は防災センターに容易に至ることができるものであるほか，次によること。　⑴　超高層建築物にあっては，道路，広場から直接進入できるものを除き，消防車の使用する通路は２以上とし，当該建築物の直近まで通じていること。　⑵　消防車の進入路に設けてある門，扉等は，消防隊により容易に開放できる構造であること。　⑶　道路の幅員は，５ｍ以上で，かつ，通路が交差する部分又はコーナー部分は，通行，回転上有効なすみ切りがなされていること。　⑷　通路は，梯子車の通行に支障のない耐力（20ｔ）を有する構造であること。 |
| Ｂ◆Ｂ◆ | １　令別表第１に掲げる防火対象物で，地階を除く階数が11以上のもの又は，地階の階数が３以上のもの。（Ａ欄に掲げるものを除く。）２　令別表第１⑴項から⑷項まで，⑸項イ，⑹項，⑼項イ及び⒃項イに掲げる防火対象物。（Ａ欄に掲げるものを除く。）３　令別表第１（16の２）項（Ａ欄に掲げるものを除く。）及び（16の３）項に掲げる防火対象物。 | 　Ａ欄のから10を準用するほか，次によること。１　Ａ欄の６の規定中「20㎡以上」を「10㎡以上」と読み替える。２　防災センター等に設ける受付窓等用途上やむを得ない開口部（面積が１㎡以内のものに限る。）は，開放廊下等に面して設ける場合に限り，防火設備である防火戸とすることができる。 |
| Ｃ◆ | 　Ａ欄及びＢ欄に掲げる以外の令別表第１に掲げる防火対象物。 | 　Ａ欄の１，３から５まで及び９を準用すること。 |